

告 示

埼玉県監査委員告示第一号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成二十七年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年二月十日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 鈴 木 聖 二

埼玉県監査委員 諸 井 真 英

平成27年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：債権管理の財務に関する事務の執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
加入者としての地位喪失に関する規定について 【報告書79ページ】	<p>【指摘5】加入者としての地位喪失に関する規定について</p> <p>加入者の脱退等については心身障害者扶養共済制度条例第16条に規定されているが、同条第1項において加入者としての地位を失う要件として「加入者が掛金を二月以上で規則で定める期間滞納したとき」と定めている。さらに心身障害者扶養共済制度条例施行規則第8条第2項で当該期間を二月と定めている。これにより、加入者は二月掛金を滞納した場合に加入者としての地位を失うことと規定されていることになる。</p> <p>しかし、現状の対応としては二月の滞納が発生したとしても、その時点で自動的に加入者としての地位を失う処理とはなっておらず、規則の厳密な運用がなされていない。実際の対応としては、加入者が生活困窮者などの場合、それぞれの経済状況等の事情を斟酌し、個別の判断による処理が実施されているのが現状である。加入者の個別の状況や、福祉制度である当該共済制度の加入継続への思いなどを考慮すると、やむを得ない状況もあったかと思料されるが、規則の厳密な運用を実施しなかった結果として、加入者によっては二月以上の長期にわたる滞納を発生させてしまう原因となっていることも事実である。当該状況への対応については、規則第8条第2項かっこ書きにおいて上記滞納期間について、「知事が特別の事情があると認める加入者については、知事が別に定める期間」とすることも規定されているが、同規定は現在適用されていない。</p> <p>条例及び規則により二月との要件が規定されている以上、当該条例及び規則の厳密な運用が必要である。また、個別の事情を勘案すべき事案については、上記規定を適切に改正・運用することで対応すべきである。</p>	<p>条例及び規則を踏まえた事務処理を定める「埼玉県心身障害者扶養共済制度事務処理要領」を平成28年11月に制定し、12月から施行した。</p> <p>その中で規則第8条第2項かっこ書きに規定されている「知事が特別の事情があると認める加入者」及び「知事が定める期間」の内容を定めた。「知事が特別の事情があると認める加入者」は、規則の規定により掛金に百分の八十の割合を乗じて減額された加入者とし、その加入者の地位を失う掛金の滞納期間を「知事が定める期間」として六月とした。</p> <p>「知事が特別の事情があると認める加入者」以外の者については、加入者の地位を失う掛金の滞納期間を条例及び規則で定める二月とし、厳密に運用することとした。</p>	障害者福祉推進課